

# 「景観行政と関連施策との連携に関する特別部会」の設置について

## 1 概要

「北海道景観形成ビジョン」の重点的な取組とした「基本方針1 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり」に基づく関係部局の施策との連携に関する取組方法等について、調査及び検討を行うため、北海道景観条例第36条に基づき特別部会を設置し、部会に属すべき委員を会長が指名する。

※ 「重点的な取組」とは、「基本方針1 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり」に基づくもの

## 2 所掌事項

特別部会は、庁内の関係施策との連携に関する取組方法等について、調査及び検討する。

## 3 組織

### (1) 部会の設置について

北海道景観条例第36条第1項に基づき「景観行政と関連施策との連携に関する特別部会」を設置する。

### (2) 部会員の指名について

北海道景観条例第36条第2項及び第3項に基づき、会長が指名する。

### (3) 部会員の組織について

北海道景観審議会の部会の設置及び運営に関する要領第3条に基づき、5人以上7人以下で組織する。

### (4) 部会員の改選について

北海道景観条例第36条第2項及び第3項に基づき、会長が新たに指名する。

※1 「条例」につきましては「資料1 北海道景観条例～抜粋～」を参照

※2 「要領」につきましては「資料1 北海道景観審議会の部会の設置及び運営に関する要領(案)」を参照